

教員の不祥事と処分の相当性（1）

星野 豊

- 1 序 ---- 本稿の課題
- 2 裁判例の検討
 - (1) 飲酒運転（以上、63号）
 - (2) 性的問題行為
 - (3) その他の犯罪行為
- 3 不祥事に対する処分の相当性
 - (1) 処分の裁量と規定の文言
 - (2) 処分の手続と処分の相当性
 - (3) 処分の妥当性の判断基準

1 序 ---- 本稿の課題

教員が、犯罪その他の不祥事を起こす事案は、残念ながら跡を絶たない。かつ、最近では、処分を受けた教員が、処分の相当性を争って訴訟を提起することも、必ずしも珍しくなくなっている。

犯罪その他の不祥事は、それ自体行われるべきでないことは明らかであるから、教員に限らず、不祥事を起こした者に対して、犯罪としての処罰、及び、被害者からの民事責任の追及が行われるべきであることについては、改めて論ずるまでもない。また、教員は、その主要な職務である授業ないし日常指導を通じて、児童ないし生徒に対して、知識のみならず人格的な教育を行うべき立場にある以上、一般的な社会人と比べて、不祥事を起こしたことに対する非難可能性が、より高くなるものと考えて差し支えない¹。そうすると、教員の不祥事に対しては、刑事責任及び

1 同一内容の犯罪であっても、教員が敢行した場合についてのみ特に報道の対象とされることについても、本文のように理解することは不可能ではない。

民事責任の追及に加えて、当該教員の勤務する設置管理者ないし雇用者からの、当該教員に対する行政処分ないし就業規則上の処分が下されることが、かかる不祥事の再発防止のためにも、また、教育機関としての学校の対外的な名誉ないし信用を維持するためにも、必要であると言える²。

しかしながら同時に、かかる処分については、刑事責任及び民事責任の追及と異なり、当該教員が所属する組織内において審理判断がなされたうえで下されるものであるから、具体的事案に対してどの程度の処分が下されるべきかについて、そもそも公平かつ妥当な判断基準が存在しているかが問題となる。また、組織内部での処分においては、当該不祥事に関する事実関係をどの程度正確に認定することができるか、さらには、当該不祥事と直接関係がないと評価される他の事実を、処分に際してどの程度考慮すべきかについても、争われうるところである³。

一般論としての法律上の位置づけとして、かかる組織内における処分は、当該処分に関する法律、条例、規則ないしは就業規則あるいは契約があればそれらに従うべきであり、かかる規則等に従っている限り、当該処分の具体的内容については設置管理者ないし雇用者には相当の裁量が確保されるが、かかる裁量が濫用されたと評価された場合には、裁判所の判断により処分が無効とされる構造となっている。この構造は、全ての法律上の問題に関する最終的な判断を裁判所が担うとする現行法体系の当然の帰結であるが、具体的な不祥事の内容や背景事情が事案ごとに区々である以上、処分に関する規定と裁判所の判断との関係を、理論的に一貫したものとして捉えることができるかについては、慎重な検討が必要であると考えられる。

本稿は、以上の問題意識を基に、教員の不祥事に対する処分の相当性が争われた裁判例を分析検討することによって、教員の不祥事に対する処分の特徴と問題点と

2 なお、この点について、免職処分とそれ以外の処分とでは、被処分者が以後その組織内に留まる可能性があるか否かについて、決定的な差異があることに注意すべきである。また、教員については、児童生徒と異なり、当該組織内で「成長」することに主な存在意義があるわけでないから、いわゆる「更正可能性」についても、かかる教員が組織内に存在するという事実が児童生徒に対する教育に悪影響を及ぼし得る虞との比較考量からして、組織内における教育・更正可能性に配慮する余地が極めて小さくなる点で、異なる特徴を持つこととなる。

3 当該事案に直接関連しない事項を「総合考慮」したうえで処分の相当性を考えることは、社会全体から基本的に支持を受けているということができるが、この考え方下では、処分の対象となるべき行為と処分の内容とを定めた規則の文言とは異なる処分が下されることを一般論として容認すべきこととなるから、特に処分される者から見た場合における「予測可能性」をどのように確保すべきかが、新たな問題として生ずることとなる。

を明らかにし、かかる処分の法律上の位置づけについて、改めて考えてみることを目的とするものである。

以下では、教員の不祥事に対する処分の妥当性が争われた裁判例を、不祥事のうち、特に悪質性が高いものと考えられる犯罪行為に限定して、不祥事の種類ごとに概観する（2（1）～（3））。そのうえで、かかる処分における裁量、及びかかる処分における手続の特徴と問題点とについて考え、不祥事に対する処分の相当性に関してあるべき判断基準について考察する（3（1）～（3））。

2 裁判例の検討

以下では、教員の不祥事に対する処分が争われた裁判例を、不祥事の種別ごとに概観する。なお、特に断らない限り、各裁判におけるX、Y等の人名表記は、事件ごとに別人であることに注意されたい。

（1） 飲酒運転

学校に限らず、この数年間で処分の相当性が大きく揺れ動いている問題は、飲酒運転に対する処分についてである。周知のとおり、かつての日本は、職務上であると私的な交友関係であるとを問わず、ある意味で不必要なまでに飲酒による人的関係の円滑化を奨励する文化慣行が根強く存在していたことに加え、車がなければ通勤や日常生活に支障が生ずる場所が多かったことも相まって、交通事故さえ起こさなければ、飲酒運転についてはいわゆる「必要悪」とする見方が、社会全体において潜在的な支持を受けてきた感すらないではない。

ところが、平成18年8月に発生した福岡市職員による交通事故において、追突された被害車両が海中に転落し、乗車していた幼児3名が車中に取り残されて溺死するという重大事故が発生した⁴。この事故を契機として、公私を問わずほとんど全ての組織が、飲酒運転に対して懲戒免職・懲戒解雇を含む厳罰規定を一斉に採用するに到り、また、この事故の直後に行われた道路交通法改正によって、飲酒運転に対する罰金が正に「桁違い」に増額され、飲酒運転車両の同乗者や運転者に飲酒を勧めた者についても、刑法上の共同正犯として同様の刑罰を科すとの見解が公にさ

4 福岡地判平成20年1月8日平成18年（わ）1191号、福岡高判平成21年5月15日平成20年（う）91号、最決平成23年10月31日平成21年（あ）1060号。

れたことから、飲酒運転に対する処分の相当性に関する判断は、大きな転機を迎えることとなった。

上記の事故よりも前に違反が行われた事案である、熊本地判平成18年3月27日平成16年（行ウ）16号、及び、福岡高判平成18年11月9日平成18年（行コ）16号は、第一審と控訴審とで、飲酒運転に対する処分の相当性に関して判断が分かれた事案である⁵。

原告Xは、被告Y県教委に採用され、A町立中学校に勤務する教員である。Y県においては、教職員による飲酒運転に基づく処分例が後を絶たなかったことから、Y県教委は平成15年10月、懲戒処分の指針（以下、「本件指針」という）を変更し、知事部局による指針よりも厳格な処分を以て臨むこととした。改正された本件指針では、「酒気帯び運転による人身事故を起こした職員は、免職又は停職とする。この場合において、事故後の救護を怠る等の必要な措置を講じなかった職員は免職とする。」「上記以外の場合で、酒気帯び運転をした職員は、停職とする。」との各規定があったほか、「重要な児童生徒の個人情報を持ち出して、著しく注意義務を怠って紛失し、又は盗難にあった職員は、減給又は戒告とする。」との規定があった。

Xは、平成15年11月中旬頃、平均的な睡眠時間を2-3時間しか取れていない勤務状況の中で、人権学習公開授業の担当者として急遽指名され、同授業を準備のうえ実施したが、その直前である同月18日、Y県B市内の入浴施設に赴いた後に、生徒の成績や名簿等を保存して自宅に持ち帰っていた光磁気ディスク（以下、「本件MO」という）を紛失しているのを発見した（以下、「本件紛失」という）が、このことを校長であるCらに直ちには告げなかった。

Xは、同月21日、B市から約20km離れたY県D市において前記公開授業を実施し、同日夜に同市において開催された「反省会」と題する宴会に出席していたが、宴会の最中、前記の入浴施設から、本件MOについて拾得の届出があったとの連絡を受け、同日深夜に同施設において本件MOを受け渡す旨の約束を取り付けた。そしてXは、宴会終了後、飲酒していたにもかかわらず、自家用車でB市に向かったが、途中で警察の検問を受け、飲酒運転の現行犯として検挙された。その後、Xは、警察による事情聴取を受けた後、警察官によって前記入浴施設まで送ってもら

5 本件に関しては、羽根一成・地方自治職員研修40巻2号60頁（2007年）、俵正市・公務員関係判決速報372号1頁（2008年）、星野豊・月刊高校教育45巻1号76頁（2012年）がある。

い、本件 MO を拾得者より回収したが、同時間帯が深夜にかかり、運転代行業者の手配ができなかったことから、2 時間程度の仮眠の後、再び運転を行ったところ、再度警察に飲酒運転の現行犯として検挙され、計 2 件の飲酒運転について、罰金計 50 万円の刑事処分を受けた（以下、「本件飲酒運転」という）。

X から上記について報告を受けた C らにより、本件に関する事情聴取が行われ、Y 県教委は、本件飲酒運転が一夜のうちに 2 度にわたって行われていることに加え、本件 MO の紛失を合わせ、X の行為は県職員全体の信用を著しく傷つけたとして、X を懲戒免職処分に付した（以下、「本件処分」という）。

本件は、X が Y 県教委に対し、本件処分が違法であると主張して、処分の取消を求めて提訴した事案である。

第一審である熊本地裁は、次のように判示して、X の請求を棄却した。

「本件処分は、X が本件酒気帯び運転に及んだこと及び本件紛失に対して下されたものであるところ、X が本件第 1 酒気帯び運転で一度検挙されたにもかかわらず、更に同一夜間の近接した時間において敢えて再度本件第 2 酒気帯び運転に及んだことからすると、その非違性は高いものといえる。さらに、本件第 1 酒気帯び運転は宴会終了直後になされていること、及び本件第 2 酒気帯び運転は本件第 1 酒気帯び運転から約 2 時間経過後のものであり、また、運転代行業者に電話し、代行運転を拒否された直後になされたものであることからすると、本件酒気帯び運転は故意に基づくものと認定でき、その悪質性は高いものと認めざるを得ない。」

「Y 県教委が、平成 15 年 10 月 15 日以降、通達や新聞紙上を通じて教職員が飲酒運転を行った場合、知事部局より重い処分を課すという方針を明らかにしていた折から、高速道路等を相当の長距離飲酒運転した上、警察に一度検挙されながら再び酒気帯び運転を敢行した X の態度は、Y 県教職員に対する県民一般の信頼を裏切ったものであり、かかる X の行為に対する責任は、軽々に評価することはできないというべきである。」

以上のことからすると、「本件処分に際し、Y 県教委が X について停職にとどまらず懲戒免職処分を選択したことについては相応の合理性が認められ、本件処分が社会観念上著しく妥当を欠き、Y 県教委が裁量権を濫用したと認めることはできない。」

この判決に対して X が控訴したところ、控訴審である福岡高裁は、次のとおり判示し、本件懲戒免職処分を違法であるとして取り消した。

「免職処分は、当該職員の職員としての身分を失わせ、職場から永久に放逐するというこれ以上ない厳しい処分なのであるから、当該非違行為自体が免職に相当するという場合であればともかく、〔規定上停職に当たるとされている非違行為が複数あった場合に〕加重処分として免職を選択するについては、当該非違行為そのものの行状はもとより、それに至る経緯、動機及びその後の経過をはじめ日ごろの勤務実績に至るまで、当該職員をめぐるあらゆる事情を総合考慮した上で、なお当該職員を職員としての地位にとどめ置くことを前提とした懲戒処分（すなわち停職以下）では足りないという場合に、はじめてその相当性が肯定されるものというべきである。」

「本件における X の飲酒運転が、従前の疲労が重なった状態において、その場の状況から相当量の飲酒を行うことが予測されていた状況の下で行われたことからすると、強い非難に値すべきものであり、かつ、Y 県教委が指導していた飲酒運転禁止の方針に真っ向から反するものであることからすれば、教師としての X に対する生徒や保護者からの信頼のほか、Y 県職員としての県民一般からの信頼をも裏切るものであって、X の責任は極めて重いというべきである。また、本件 MO の紛失についても、本件飲酒運転による検挙の後に初めて管理者の知るところとなったものであって、報告を遷延していたと言われても仕方がなく、この点についても相応の非難を受けてしかるべきである。」

「しかしながら、本件の事実関係からすれば、本件飲酒運転は偶発的な事情の下に行われたものであること、本件各飲酒運転は事実上同一機会において行われたものであり、X に飲酒運転の常習性が認められる事情があるわけでないこと、本件飲酒運転に際して物損及び人身事故が発生していないこと、本件 MO は短期間に回収され、情報が外部に漏洩していないこと、本件飲酒運転及び本件紛失については X は自ら管理者に申告しているという、X に有利な事情が存在する。さらに、X に対する教師としての評価が極めて高く、「本件酒気帯び運転及び本件紛失を除けば、X は、教師としての資質、能力、意欲及び勤務態度のいずれの点においても欠ける点がなかったというにとどまらず、むしろ Y 県教委にとって有為な人材の一人であったとさえいっても過言ではない。」

「以上の諸事情を総合的に考慮するならば、X を免職にした本件処分は、上記……で見た加重処分の判断基準に照らしていかにも厳しすぎ、重きに失するものといわざるを得ず、「違法なものとして取消しを免れない。」

なお、「懲戒処分のような不利益処分、なかんずく免職処分をする場合には、適正手続の保障に十分意を用いるべきであって、中でもその中核である弁明の機会については例外な

く保障することが必要であるものというべきである」が、「本件処分に先立ち、C校長、E教育長及びF教頭らがXに対し、本件酒気帯び運転及び本件紛失について事情聴取を数度行っていることは認められるものの、これはあくまで処分をする側の必要からする事実調査の域を出ないものであって、Xに対して弁明の機会を付与したものとはいえない。また、そのほかに、Xに弁明の機会が与えられた形跡はない。」「そうであれば、本件処分は、適正手続の保障という意味においても重大な問題を含んでいるものといわざるを得ない。」

この控訴審に対してYは上告受理申立をしたが、最高裁は上告不受理決定をし、控訴審の判断が確定した（最決平成19年7月12日平成19年（行ヒ）50号）。

本件は、勤務成績が優秀であるとして将来を期待されていた教員が、一夜のうちに2度にわたって飲酒運転で検挙され、かつ、その原因となった事情が、生徒の情報を含むMOの紛失であったことから、県教委が懲戒規定に定めた基準を超える処分を行ったことに相当性があるかが争われた事案である。本件は、本件指針上「免職」とは規定されていない、事故を伴わない飲酒運転及び本件MOの紛失が、同一人について極めて近接した時期に複数回生じた場合について、いわゆる「合わせ技」として、より重い処分を下すことができるかが争われたものであり、事案としてやや複雑なものである。

前記のとおり、第一審は、本件飲酒運転の態様が悪質であることを強調し、本件処分に裁量権の濫用はないと判断したのに対し、控訴審は、本件に関する諸事情のほか、Xの従前の勤務成績等も含めて「総合考慮」を行い、結論として本件処分には裁量権の濫用があると判断しており、結論自体は正反対である。しかしながら、両判決とも、本件に関する具体的事情を考慮したうえでの「実質的判断」を行っている点では共通しているため、解釈が難しくなっている部分がある。

すなわち、本件指針において、事故を伴わない飲酒運転に対する処分として免職が規定されていない以上、いかに態様が悪質でも、無条件に免職処分を行うことは困難であり、第一審のように、本件飲酒運転が近接した時間に連続して行われたことを以て、果たして規則を超える処分が裁量の範囲内と考えられるかは、必ずしも明らかでないと断言しなければならない。従って、本件飲酒運転の具体的状況、例えば、代行業者の手配態様や、飲酒運転が行われた経路等から、Xが本件飲酒運転をどの程度自覚的に行い、検挙されないための手段を講じようとしていたか否か、また、Xが本件以外にも飲酒運転を恒常的に行っていた疑いがあるか否か等が、判断

の背後に組み込まれているものと考えるべきであろう。

他方、処分の相当性は、対象とされた不祥事それ自体の態様によって基本的に定まるものである以上、控訴審のように、Xの従前における教員としての優秀さを処分の軽重を分けるべき判断基準として考慮することについては、一般論として微妙な問題が生じないではない。不祥事に対する処分の理由が職員としての信頼性を傷つけたことにあるのであれば、従前において優秀であると評価されていた職員が不祥事を行った場合の方が、より大きく職員全体に対する信頼を傷つける可能性があると言えなくもないからである。

以上の事案は、処分に関する規則等に懲戒免職とする旨の規定がない一方、飲酒運転を行った事実自体は、警察の現行犯逮捕により争いがないというものであったが、近時においては、そもそも飲酒運転を行っていたか否かという事実自体について、処分者の判断の裁量が争われる事案が生じている。佐賀地判平成20年12月12日平成19年（行ウ）5号は、次のような事案である⁶。

原告Xは、教員歴約15年の中堅教員であり、これまで特に処分歴はなかった。

Xは、平成18年7月中旬、A市内のホテルにおいて開催された勤務先高校の反省会に出席し、反省会において飲酒した。その後、Xは、同僚と共に市内のスナックにタクシーで移動してさらに飲酒した後、運転代行業者を依頼しようとしたが見つからず、ホテルまで来る際に乗車してきた自家用車内で仮眠を取った後、帰宅するために運転中、信号待ちの際に一瞬居眠りをして青信号で発車しなかったところ、後ろの車から降りてきた暴力団関係者風の運転者から、飲酒運転であることを指摘され、名刺等を渡すよう要求された。Xは恐怖を感じて車を運転して逃げたが、行き止まりの所で逃げられなくなって停車したところ、前記の男からさらに執拗に名刺を出すように要求され、「車のボンネットの上にあんたが勝手にお金を置いていく分には、俺は止める権利はない。」と述べたため、相手車両のボンネットの上に現金3万円と診察券及び迷惑料と書いた紙を置いたところ、解放されたため、自宅へ自動車を走らせ、2～3km走行した後、途中から父親に迎えに来てもらって自宅に戻り、就寝した。

翌日朝、警察からXに対して出頭要請があり、Xは父親の運転する車で警察に

6 本件に関する評釈は、現在のところないようである。

出頭し、警察から事情聴取を受けた。この際に行われた飲酒運転の検査結果は、呼気にアルコールが含まれていたものの、道路交通法上の飲酒運転に該当する数値ではなかった。なお、Xが運転の翌日に警察から出頭要請をされたのは、前夜、警察官が暴力団関係者風の者に職務質問をしたところ、自分は何もしていない、飲酒運転をしていた男が勝手に置いていっただけ等と述べつつ、Xが相手方車両上に置いた現金と診察券とを警察官に提出したことに依るものであった。

Xが勤務していたY県の規則では、飲酒運転に対する処分として、懲戒免職とする旨が規定されていた。Y県教委は、Xが前夜反省会等で飲酒したと申告した飲酒量からして、翌日朝に酒気帯び運転に達しない程度のアルコールしか検値されなかったとしても、前夜において酒気帯び運転に該当する状態で運転したことが推測される、として、Xを懲戒免職処分とした。本件は、Xがこの処分の取消を求めて提訴したものである。

佐賀地裁は、次のように判示して、Xの懲戒免職処分を取り消した。

「Yは、本件指針における「飲酒運転」とは、「通常の状態状態で身体に保有する程度以上にアルコールを保有している状態で自動車を運転すること」であり、道路交通法における酒気帯び運転に至らない程度のアルコールを保有して運転した場合を含むと主張している。」「なるほど、「飲酒運転」という文言は、「酒気帯び運転」や「酒酔い運転」とは異なっており、文字通り解釈すると、「酒を飲んだ上自動車を運転すること」という意味であることは明らかであるし、道路交通法65条1項は、「通常の状態状態で身体に保有する程度以上にアルコールを保有している状態で自動車を運転すること」を一般的に禁止しているのだから、これとの対比からも、本件指針における「飲酒運転」については、Y主張のように解釈するのが相当であると解される。」「そして、上記の意味での「飲酒運転」は、上記のとおり、違法行為である以上、前記で説示したとおり、これが地方公務員法29条1項1号及び3号に該当することは明らかであり、また教員については、児童生徒と直接触れ合い指導する立場にあるから、とりわけ高いモラルと法及び社会規範遵守の姿勢が強く求められるから、これを非違行為として、これに懲戒処分を科すこと自体は、社会通念上著しく妥当性を欠くとは到底いえないことも明らかである。」

「しかしながら、他方、懲戒免職処分は、当該職員としての身分を失わせ、職場から永久に放逐するというものであり、停職以下の処分とは質的に異なり、公務員にとっていわば「死刑宣告」にも等しい究極の処分であるから、その選択が慎重にされるべきこともまた当

然である。」「さらに、懲戒処分の対象となる非違行為自体も、同じ違法行為とはいえ、刑罰法規に触れる犯罪行為とそれ以外の違法行為との間には質的な差違が存在することも明らかである。」「そうすると、本件指針における「飲酒運転」に関する条項は、職務外の刑罰法規には触れない違法行為についても、標準例とはいえ、懲戒免職処分のみを科するという指針になるが、この基準は、今日における飲酒運転に対する社会的非難の度合いの高まりという社会情勢や教員が一般の公務員に比してもより高いモラルを求められていることを考慮しても、あまりに苛酷というべきであって、重きに失し、社会通念上妥当性を欠くものというべきであり、本件指針の「飲酒運転」の意義については、少なくとも刑罰法規に触れる「酒気帯び運転」以上のアルコール分（呼気1リットル中、0.15mg以上）を身体に保有した状態で自動車を運転することと限定的に解釈しない以上、本件指針における上記条項自体、裁量権を逸脱・濫用したものといわざるを得ない。この点は、……酒気帯び運転に至らない程度のアルコールを身体に保有した状態による運転で、公務員が懲戒免職処分を受けた例は見当たらないことから根拠づけられ、この結論は、本件指針の上記条項が周知徹底されていたとしても異なるものではないものと解される。』

「Yは、本件訴訟において、いわゆるウイドマーク法を用いた私的鑑定書を提出し、同鑑定書の結果に基づいて、Xが本件運転行為をした時点におけるアルコール濃度は、酒気帯び運転におけるアルコール濃度の基準を超えるものであるとも主張している。」「しかしながら、上記鑑定書は、……ウイドマーク法において極めて重要な飲酒量や飲酒時間及び運転開始時間自体が……、いずれも裏付証拠が全くない、Xの記憶に基づく推定である以上、その結果の信用性には重大な疑問がある。」「したがって、上記鑑定書を根拠に、Xの本件運転行為をした時点におけるアルコール濃度が酒気帯び運転におけるアルコール濃度の基準を超えるものと認めることはできない。」

この判決に対してYは上訴したが、控訴審である福岡高判平成21年8月5日平成21年（行コ）6号は、第一審とほぼ同一の理由でYの控訴を棄却し、上告審である最決平成22年2月18日平成21年（行ツ）322号、平成21（行ヒ）418号は、上告棄却・上告不受理の決定をしたため、第一審の判断が確定した。

本件は、懲戒免職処分の相当性が争われた事案というよりも、むしろ処分の前提となる事実の確定の部分について、処分権者による裁量の濫用が指摘された事案である。もっとも、本件においては、Yの調査に対してXがホテルその他における飲酒の量を申告しており、Yはこの申告に基づいて運転当時のアルコール量を推測

した結果、飲酒運転をしていた可能性が高いと主張したところ、裁判所は、その前提となっているXの申告自体が信用できないと判示している。そうすると、警察等による客観的な検査において飲酒運転であるとの結果が示されない限り、飲酒運転を理由とする処分を下すことは、事実上困難となる可能性が高い⁷。

しかしながら、そもそも教育委員会を含む公的機関や企業において、関係者の意思に反して強制的な調査を行うことは、現行法上予定されていない。しかしながら、逆に、全ての犯罪行為がその軽重を問わず起訴されているわけではない現状の下で、刑事処分が下されない限り不祥事に対する組織としての処分が事実上行えないとすることもまた、妥当でない結果を導くおそれが高いことは明らかである。従って、X自身の申告に基づく飲酒量について「適正」に取扱うための方法としては、申告が任意であることの十分な確認と、申告に基づく不利益処分の可能性について十分告知することのほか、Xにより任意に選任された代理人により、X自身の利益を主張させる機会を設けるといふ、専ら手続上の適正さに頼るほかないことになるであろう。

他方、長野地判平成24年11月30日平成23年（行ウ）4号は、本人の体質・健康状態等の事情により、翌日までアルコールが体内に残存したまま運転をした事案に対する、懲戒免職処分の相当性が争われた事案である⁸。

原告Xは、勤続18年の教員である。Xは、過去に、授業中のテストの成績が良かった生徒に対して物品を配るなどした行為が新聞紙上で取り上げられ、これを撤回したことがあったが、懲戒処分を受けたことはなかった。

Xは、平成21年4月中旬、知人と自宅付近で飲食し、同日深夜に徒歩で帰宅したが、翌朝目覚めた際、財布が手元にないことに気付いた。そこで、Xは、車を運転して、昨晚帰宅した道の付近で財布を探したが発見できず、警察署に遺失物の届出をしたが、警察官からアルコール臭がする旨を指摘され、検査を実施したところ、酒気帯び運転に相当する量のアルコールが検出され、その場で検挙された。なお、

7 もっとも、Xに再度申告したものと同種同量の飲酒を行わせ、所定時間の経過後にアルコール検査を実施して、本件運転当時における体内のアルコール量を推測することは不可能ではないが、X自身が任意に協力しなければ実験は不可能であり、同一人であっても健康状態や環境によりアルコール代謝が異なる可能性があるとするれば、推測結果の信頼性がどの程度あると考えるべきかは、かなり微妙であるように思われる。

8 本件に関しては、伊東健次・自治体法務研究35号118頁（2013年）、蔡秀卿・判例地方自治391号42頁（2015年）がある。

Xが探していた財布は、Xの普段の癖である、自家用車のカウルトップに置かれており、Xが帰宅時に無意識に置いたものと考えられた。また、当時Xは、親族が病気で倒れて精神的にも肉体的にも万全でない状態であり、知人と飲食したのは、知人がXを気遣い、元気づけようとしたためであった。

Xが勤務するY県では、平成18年11月に改定された指針によって、酒気帯び運転は原則として懲戒免職としていたが、飲酒後相当時間を経過した後における運転については3カ月以上の停職とする旨が、併せて規定されていた。

Y県教委は、前記のXが検挙された酒気帯び運転に対して、教育への信頼を著しく失墜させたとして懲戒免職処分を下した。Xは、本件酒気帯び運転行為は、明らかに「飲酒後相当時間を経過した後」であり、これに対して懲戒免職処分とする事は違法であるとして、本件訴訟を提起したが、Y県教委は、本件訴訟が提起された後、本件規定には内部指針があり、「飲酒後相当時間を経過した後」に該当する場合とは、道路交通法上酒気帯び運転となる下限程度のアルコールが残存していたに過ぎない場合を意味するから、本件のように明らかに酒気帯び運転に該当する程度のアルコールが残存していた場合については懲戒免職とする運用が行われてきた、と主張して争った。

長野地裁は、次のように判示し、Xの懲戒免職処分を取消した。

「Yは、本件内部規範が、本件指針策定の際に、Y県教育委員会の事務局によって取りまとめられた旨主張し、Y県教育委員会教育総務課課長であるAは、本件内部規範について前任の課長から引き継いだメモがある等証言するが、Y県教育委員会は、従前の酒気帯び運転の懲戒処分に対する審査請求において本件内部規範が存在することを前提とする主張をしておらず、Xの審査請求事件においてもそのような主張をしていないことからして、本件処分以前に本件内部規範が定められており、これに基づいてY県教育委員会が本件非違行為についての懲戒処分を検討していたということは疑わしいものといわざるを得ない。」

「懲戒免職処分は、公務員にとって職を失う上に退職金の受給資格も失うものであり、さらに、教職員にとっては、教職に復帰することが事実上極めて困難となるものであって、停職処分等他の懲戒処分と比して著しく重い処分であることは明らかであるから、上記故意又は故意に等しい重過失による酒気帯び運転に該当するか否かは慎重に判断すべきである。」

飲酒当日のXの体調が優れていなかったこと、Xが会計時に既に記憶が曖昧であること、徒歩で帰宅した道を直接徒歩で辿らず車を運転していること、普段の癖である車のカウル

トップを確認していないこと、警察署に到着した段階で相当量のアルコールが検査により検出されていることからすると、「Xは、客観的には、本件非違行為の時点で、いまだにアルコールの影響を受けている状態にあったのではないかと考えられるところである。」もっとも、Xが警察に財布の紛失を届け出に行ったことからして、確定的な故意により飲酒運転をしたとは認められず、また、「本件非違行為で検挙された際には、酒臭が強い他は、一般的にアルコールを保有していることの徴表となる項目についていずれも「普通」等とされており、酒臭については、自らでは気付きにくいものであること及びアルコールの代謝時間は、個人差が大きい上、当該個人の状況によっても異なるものであり、平均的なアルコール代謝の目安時間が一般的にも広く認識されているとはいいたいことからすれば、Xの本件非違行為は、……極めて軽率な行為であり非難されるべきものといわざるを得ないものの、未必の故意のもとにあるいは故意に等しい重過失によって行われたものとはまではないことができず。」「したがって、Xの本件非違行為は、本件通知における「飲酒後相当の時間経過後に運転した場合等」に該当するというべきである。」

そうすると、Xに対する処分は、原則として3カ月以上の停職となるべきであり、Y県教委に処分に関する裁量権があるとしても、Xがはるか過去に問題とされた事案を過度に強調すべきではなく、本件においてXを懲戒免職とすべき事情があったと言うことはできない。

この判決に対してYは控訴したが、控訴審である東京高判平成25年5月29日平成24年（行コ）486号は、第一審とほぼ同様の理由で控訴棄却の判決を下し、Yがこれに対してさらに上訴をしなかったため、第一審の判断が確定した。

本件は、前述した佐賀地判とは逆に、体質や健康状態等の理由により、常識的な感覚よりも長くアルコールが体内に残存していた場合において、懲戒免職処分の相当性が争われた事案である。また、本件では、Yの規則上、飲酒運転の処分について、「飲酒後相当の時間が経過している場合」と単に「飲酒運転をした場合」とで処分の標準に差が設けられており、本件におけるXの運転が、このどちらに該当するかが争われた過程で、Yによる内規が訴訟上主張されたことが、やや特徴的な点であると言える。Yは、この「飲酒後相当の時間が経過した場合」の解釈について、当該規則の文言に加えて、体内のアルコール濃度が一定以下の場合を指すと解釈して運用が行われてきた旨を主張したが、Yがかかるとする指針に従って従来から処分の判断を行ってきたかについては、他の処分案件や本件訴訟に前置された審査請求

との関係で、裁判所からかなり明確に疑問が示されている。それでも裁判所は、規則上で示された処分内容はあくまで標準であり、処分権者は規定されたよりも重い処分を裁量により行うことができるとしつつ、本件における事情をやや詳細に認定して、Xにおいては飲酒運転について故意又は重過失がなく、他にXの教員としての資質に非難されるべき点が見当たらず、結局本件懲戒免職処分は裁量権の濫用であると判示している。

懲戒処分が、被処分者に対して種々の不利益を与えるものである以上、公開された規則における処分内容に係る文言は、当該規則を適用する際の処分の相当性の、重要な基準となることが明らかである。本件において、Yが主張した本件規定に係る運用指針は、本件規定の文言から相当の隔たりがあるうえ、当該運用指針について明確な文書を以て管理していなかった可能性が高いことからすれば、本件においてXを処分するために作成された可能性があるとの疑いを裁判所に抱かせ、結果として本件懲戒免職処分が違法であるとの判断を導きやすくしたものと云わざるを得ない。従って、仮にYが、Xにおける過去の教員としての問題行動をより明確に立証し、信用失墜行為の一環として本件飲酒運転を位置づけていた場合には、裁判所の判断の次元が異なっていたと思われる⁹。

以上見てきたとおり、不祥事として比較的明確な印象が強い飲酒運転についても、懲戒処分を下す場合には、限界的な事例が少なからずあることが明らかである。これに加えて、前述のとおり、飲酒運転に対する懲戒処分の軽重は、平成18年に発生した交通事故を契機として一気に厳格となった後、やや時間をかけて、徐々に緩和されている傾向が認められるため、全体としての処分の相当性に関する判断基準が必ずしも一定していない点も、併せて指摘すべきであろう。

そもそも、飲酒運転の犯罪としての位置づけについて考えてみると、飲酒運転によって引き起こされる事故の可能性が、通常の運転時よりも格段に高いことが科学的に立証されていることから、事故の有無に関わらず、行為としての飲酒運転をすべからく処罰の対象とし、飲酒運転において事故を起こした場合については、事故

9 本件の裁判所は、一般論として文言に規定されていない処分を処分権者が裁量により課しうることを認めているわけであるから、個人が具体的に認識することの困難なアルコールに関する細かな数値に基づく運用を主張するよりも、Xの過去の行為に基づくXの教員としての資質を主張立証する方が、より「総合考慮」になじみやすかった可能性があるわけである。

の責任を飲酒運転の責任にさらに加重しているものということができる。従って、飲酒運転における基本的な悪性は、結果としての事故の有無というよりも、飲酒運転を行った運転者の主観について判断されるべきものであり、その意味では、運転者の従前における行状等をも考慮の対象として、総合的に運転者の「主観的悪性」の程度を判断することが、理論的にむしろ妥当であることとなる。

このような観点から、飲酒運転に対する処分の相当性に関する判断を再考してみると、例えば、飲酒運転の事実や背景事情を自己に有利なものも不利なものも含めて自主的に処分権者に申告したか否か¹⁰、被処分者の健康状態が考慮されたか否か¹¹、といった事情も、処分の相当性を判断するために考慮されることが合理的である。これに対して、飲酒運転により事故を起こした場合について、懲戒免職処分の相当性が肯定される傾向があることは¹²、被処分者の主観の問題とは別次元の、重大な結果を引き起こしたことに関する、組織全体の信用失墜の程度に応じた、より客観的な判断基準であり、いわば社会全体から受けるべき非難の可能性を考慮した結果と考えるべきであろう。また、処分の軽減を求める関係者の嘆願が多数出されているか否かについても¹³、社会全体から見た場合における非難の程度の強弱に関わるものであり、被処分者の主観とは理論的に別次元のものとする方が、妥当であるように思われる。

（未完）

（人文社会系准教授）

10 裁判例として、津地判平成25年3月28日平成24年（行ウ）6号、その控訴審である名古屋高判平成25年9月5日平成25年（行コ）44号（酒気帯び運転が不申告であった事例で、第一審は懲戒免職処分の取消請求を棄却したが、退職金については支給すべき旨を判示したのに対し、控訴審では、退職金の支給を含む全ての請求を棄却した）。大阪地判平成21年7月1日平成20年（行ウ）31号（酒気帯び運転を自主的に申告した事案で、懲戒免職処分を取り消した）。同様の事案として、秋田地判平成24年3月23日平成23年（行ウ）11号。

11 裁判例として、うつ病に罹患していたとされる者についての処分に関する手続について、仙台地判平成23年10月27日平成22年（行ウ）22号参照（結論としては処分取消請求棄却）。

12 裁判例として、名古屋地判平成19年4月26日平成17年（行ウ）17号・18号、その控訴審である名古屋高判平成20年2月20日平成19年（行コ）21号（第一審、控訴審とも処分取消請求棄却）。京都地判平成24年2月23日平成22年（行ウ）35号、大阪高判平成24年8月24日平成24年（行コ）61号（退職金不支給処分に対して、第一審は処分を取り消したが、控訴審は裁量の範囲内であるとして請求を棄却）参照。なお、条件付採用期間中の教員が飲酒運転のうえ事故を起こした車に同乗していた場合の処遇に関し、那覇地裁平成21年3月11日判決・平成19年（行ウ）3号、その控訴審である福岡高裁那覇支部平成21年11月24日判決・平成21年（行コ）6号参照。

13 裁判例として、秋田地判平成24年3月23日平成23年（行ウ）10号参照。